

3.地区の整備方向と重点整備地区

(1)基本構想の策定方針

八尾市総合計画等上位計画及び近鉄河内山本駅周辺地区の特性を踏まえ、近鉄河内山本駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定方針を次の通り定めます。

近鉄河内山本駅周辺地区の位置づけ

将来像：一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市

八尾市総合計画（やお未来・元気プラン 21）

駅近傍は八尾市の副次核として位置づけ

住み続けたいまち像の一つ：「誰もが出歩くのが楽しくなるまち」

都市づくりの基本方向の一つ：「バリアフリー化への対応や人にやさしい交通対策の展開

都市計画マスタープラン

都市づくりの基本方針の一つ：「人や環境にやさしいまちづくりの推進」

（主）大阪港八尾線が都市軸、玉串川、楠根川沿道が水緑軸として位置づけ

近鉄河内山本駅周辺地区の特性

河内山本駅の乗客数は約13,000人/日で市内では近鉄八尾駅に次ぐ利用者数

駅の北側は鉄道利用とバス・タクシー利用との交通結節点

駅を中心に商業施設が集積

徒歩圏（約1km）に公共施設が分布

駅周辺には古くからの住宅地、また、低層で良好な環境の住宅地など様々な特徴を有する住宅地が形成

基本構想の策定方針

近鉄河内山本駅周辺は、商業施設の集積や水と緑が豊かな住宅環境など地区の特性を活かしつつ、一人ひとりが協働して公共交通施設や道路施設などのバリアフリー化に取り組み、八尾市の副次核にふさわしい安全・安心・快適なまちを創ります。

(2) 重点整備地区

重点整備地区は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第2条21項において以下のように定義されています。

重点整備地区の要件（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律より抜粋）

- ・生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。（「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、官公庁施設、福祉施設等の特別特定建築物に該当するものがおおむね三以上所在することが条件となっています。）
- ・生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。）について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区であること。
- ・当該地区において移動等円滑化のための事業を重点的かつ一体的に実施することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

近鉄河内山本駅周辺地区における重点整備地区は、新法による重点整備地区の定義を踏まえ、近鉄河内山本駅を中心に徒歩圏と考えられる面積約87haの区域とします。

近鉄河内山本駅周辺地区における重点整備地区の考え方

- ・1日の乗客数が約13,000人である河内山本駅を特定旅客施設とし、これを中心に徒歩圏として考えられる概ね1kmの範囲とします。
- ・山本コミュニティセンター、市立総合体育館、サポートやおなど高齢者や身体障害者等が普段よく利用する公共施設を含む範囲とします。
- ・河内山本駅とこれらの施設間を結ぶ歩行者の移動が将来的にも予想されるなど、施設相互間を結ぶ経路のバリアフリー化が必要な道路を含む範囲とします。
- ・地区内のバリアフリー化を推進することで、他地区のバリアフリー構想で示されている歩行者ネットワーク等が一体となり相乗効果が得られると考えられる範囲とします。

(3) 生活関連施設及び生活関連経路

1) 生活関連施設

生活関連施設については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び「移動円滑化の促進に関する基本方針」において以下のように定義されています。

生活関連施設（移動円滑化の促進に関する基本方針より抜粋）

- ・相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等

近鉄河内山本駅周辺地区においては、新法による生活関連施設の定義を踏まえ、以下の施設を生活関連施設と位置づけます。このうち、特に利用頻度が高い河内山本駅については特定旅客施設としてバリアフリー化を進めるものとします。

近鉄河内山本駅周辺における生活関連施設	河内山本駅、山本コミュニティセンター、総合体育館、サポートやお
---------------------	---------------------------------

2) 生活関連経路

生活関連経路については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」で「生活関連施設相互間の経路」と位置づけられており、移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要と考えられる経路です。

生活関連経路（移動円滑化の促進に関する基本方針より抜粋）

- ・生活関連施設相互間の経路
- ・既に移動等円滑化されている経路については、一体的な移動等円滑化を図る上で対象として位置付けることが必要な経路につき記載するものとする。
- ・当面移動等円滑化のための事業実施の見込みがない経路については、長期的展望を示す上で必要な範囲で記載することにも配慮する。

近鉄河内山本駅周辺地区においては、駅や生活関連施設間を結ぶ主要なルートであり、優先的に整備する必要がある路線として生活関連経路を次のように設定しました。

なお、主たる経路ではないものの生活関連経路を補完し、生活関連経路と同様にバリアフリー化を行う必要がある経路として市道山本 148 号線、市道山本 94 号線、市

道山本 374 号線（五月橋交差点以南）の道路を準生活関連経路と設定しました。

表 3.1 生活関連経路及び準生活関連経路

経路種別	生活関連施設等区間	整備箇所
生活関連経路	駅 中河内府民センター	主要地方道大阪港八尾線
	サポートやお 中河内府民センター	一般府道八尾道明寺線
	総合体育館 サポートやお	市道八尾第 5 1 9 号線
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 4 0 3 号線
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 4 0 4 号線
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 3 7 4 号線 (駅から五月橋交差点まで)
準生活関連経路	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 1 4 8 号線
	駅 総合体育館・サポートやお	市道山本第 3 7 4 号線 (五月橋交差点以南)
	駅 山本コミュニティセンター	市道山本第 9 4 号線

图 3.2 生活関連経路

